

国の儀式として行う葬儀に関する法律案要綱

- 一 国の儀式として行う葬儀については、皇室典範第二十五条の大喪の礼に限るものとする。
- 二 一の大喪の礼には、天皇の退位等に関する皇室典範特例法第三条第三項の上皇の喪儀が含まれるものとする。

(本則関係)

- 三 この法律は、公布の日から施行すること。

(附則関係)